

精神科病院における虐待防止に向けた取組について

- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正により精神科病院における業務従事者による障がい者虐待を発見した者の都道府県への通報義務等に関する規定が創設
- ・令和6年4月1日より虐待通報受付窓口を大阪市こころの健康センター内に設置
- ・大阪市内に精神科病床を有する病院（市内5病院）に入院中もしくは過去入院時の患者が、業務従事者より虐待を受けた場合を対象

大阪市虐待通報受付窓口

- ・専用電話受付：平日9:00～17:30
- ・メール受付：24時間（ただし、対応は開庁時）

●大阪市虐待通報窓口受付件数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 合計 |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 受付件数 | 1件 | 2件 | 2件 | 4件 | 3件 | 4件 | 1件 | 1件 | 2件 | 1件 | 21件 |
| うち虐待事案として 対応した件数 | 1件 | 1件 | 0件 | 1件 | 2件 | 2件 | 1件 | 0件 | 1件 | 0件 | 9件 |
| 虐待認定件数 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(R6.4.1～R7.1.31 時点)

●関係機関への周知等

- ・令和6年3月末に対象医療機関に対し、虐待通報受付窓口の周知を依頼するとともに、虐待通報受付窓口周知ポスターのデータを送付
- ・令和6年10月上旬に対象医療機関に対し、虐待通報受付窓口ポスターを各病院に持参し、掲示を直接依頼
- ・令和7年3月中に対象医療機関に対し、改めて虐待通報受付窓口の周知を依頼するとともに、虐待通報受付窓口ポスターを送付予定

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

別冊1



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者等による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）
大阪市虐待通報受付窓口
 【電話】06-6922-6607（平日9:00～17:30 祝日年末年始・除く）
 【メール】kokoro-abuse@city.osaka.lg.jp（対応は開庁日になります）
 院内の連絡先

令和6年度入院者訪問支援事業の実施状況の報告について

1 リーフレットによる事業の紹介

大阪府内の精神科病床を有する医療機関、市町村長同意担当課、大阪府内の保健所の協力を得て、対象者に事業を紹介。

2 訪問支援員登録説明会の開催

大阪府等で実施した入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修を修了し、訪問支援員として業務に従事することを希望する者に対し、大阪府で実施する入院者訪問支援事業について説明し、訪問支援員の役割等について確認することにより、訪問支援員として登録するために説明会を開催。

| | |
|------|---|
| 開催日時 | (1) 令和6年12月23日(月) 午前10時から12時まで (2) 令和7年1月23日(木) 午後2時から4時まで (3) 令和7年1月29日(水) 午後2時から4時まで |
| 開催場所 | 大阪府こころの健康総合センター4階研修室 |
| 対象者 | (1) 令和5年度・6年度大阪府・大阪市・堺市主催の入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修の修了者(計55名) (2) 令和5年3月31日付障精発0331第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知の別記で示されている「訪問支援員養成カリキュラム」に準拠して実施された研修の修了者(21名) |

3 訪問支援員の派遣

- ・受付及び派遣は大阪精神医療人権センターへの委託により実施。電話(週1回)又は手紙により訪問希望の受け付けをし、訪問支援員の派遣調整後、派遣。
- ・令和6年12月20日より受付開始。
- ・令和7年1月27日時点実績…受付3件、うち訪問1件実施済み。

4 推進会議及び実務者会議の開催

＜推進会議＞2か月に1回

- ・大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の場を活用。
- ・目的：実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図る。
- ・内容：実務者会議から報告を受けた支援の実施状況(成果や課題等を含む。)について検討の上、本事業全体の評価を行う。

＜実務者会議＞月1回程度

- ・大阪府、大阪市、堺市、大阪精神医療人権センター、訪問支援員、精神科病院の関係者(看護師、ソーシャルワーカー)で構成。
- ・目的：個別の支援のあり方や課題等について協議し、本事業の円滑な推進と充実を図る。
- ・内容：支援の実施状況(成果や課題等を含む。)を検討し、本事業の目的に即した支援が提供できているか協議を行い、推進会議に報告を行う。

にゅういんしゃほうもんしえんじぎょう 入院者訪問支援事業とは

せいしんかびょういん にゅういんちゆう かた しちようそんちよう
精神科病院に入院中の方(市町村長
どうい いりよう ほご にゅういん
同意による医療保護入院をされている
かた きぼう おう ほうもんしえんいん びょういん
方)の希望に応じて、訪問支援員が病院
を訪問し、お気持ちを丁寧にお聞きし、
にゅういんちゆう せいかつ かん いっぱんてき そうだん
入院中の生活に関する一般的な相談や、
ひつよう じょうほうていきょう おこな
必要な情報提供を行います。

ほうもんしえんいん 訪問支援員とは

おおさかふ おおさかし さかいし きやうどう じっし
大阪府・大阪市・堺市が共同で実施
する研修等を修了し、訪問支援員として
せんにん ひと
選任された人たちです。



ほうもんしえんいん ほうもん きぼう かた
* 訪問支援員による訪問を希望の方は
か き ほうもんしえんじぎょううけつけまどぐち
下記の訪問支援事業受付窓口まで
でんわ てがみ れんらく
電話か手紙でご連絡ください。



にゅういんしゃほうもんしえんじぎょううけつけまどぐち
【入院者訪問支援事業受付窓口】

でんわ
〔電話〕 06-6809-6699

つうわりようひつよう
※通話料必要

うけつけじかん まいしゅうきんようび
受付時間：毎週金曜日

ごぜん じ ごご じ
午前10時～午後3時

(しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
祝日・年末年始除く)

じゅうしょ
〔住所〕 〒530-0047

大阪市北区西天満 5-9-5 谷山ビル 9 階

大阪精神医療人権センター内

「入院者訪問支援事業受付窓口」

にゅういんしゃ ほうもん しえん じぎょう うけつけ ほうもん しえん
入院者訪問支援事業の受付や訪問支援は、
おおさかふ おおさかし さかいし おおさかせいしんいりようじんけん
大阪府・大阪市・堺市が大阪精神医療人権センターに
いたくして じっし
委託して実施しています。

令和6年11月作成

にゅういんしゃほうもんしえんじぎょう 入院者訪問支援事業の

あんない ご案内



